

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月9日（平成30年（行個）諮問第176号）

答申日：令和元年12月27日（令和元年度（行個）答申第112号）

事件名：本人に対する遺族補償年金等の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私（審査請求人）が請求した、被災者特定個人（亡夫：特定年月日生）の遺族補償年金・葬祭料の労災申請に関わる資料一式（調査結果復命書も含む。）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月26日付け大個開第29-649号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

審査請求の理由は、原処分において不開示とされた部分は、不開示情報に該当しないため。詳細は以下のとおりである。

ア 原処分における不開示部分には、事業場の他の労働者から事情を聴取した書面ないし内容が含まれること

本件対象保有個人情報は、審査請求人の夫である特定個人（以下「被災者」という。）にかかる労働者災害補償保険の不支給決定についての資料一式である。

当該不支給決定について審査請求人が特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）の担当官にその根拠を確認したところ、大阪労働局において、被災者の勤務先の事業場に勤務する他の労働者数名から被災者の勤務状況を聴取したうえで、

当該事業場における被災者の労働時間を認定したとのことであった。したがって、当該不支給決定については、他の労働者から被災者の勤務状況を聴取して作成された書面が存在し、その書面の内容が不支給決定の判断において重要な役割を果たしていることは明らかである。

原処分における不開示部分には、文書の表題（原文ママ）、内容全てが不開示とされているものもあり、その内容は明らかではないが、開示された書面中には他の労働者が被災者の勤務状況について供述した内容を録取した書面ないしその内容は存在しないことから、不開示部分の中に、他の労働者が被災者の勤務状況について供述した内容が含まれていることが明らかである。

イ 他の労働者から被災者の勤務状況を聴取した書面は不開示事由に該当しないこと

(ア) 原処分における不開示の理由

原処分においては、以下の理由が述べられている。

- a 「氏名、自署、印影など、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」が記載されている部分は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。
- b 「法人の印影など法人に関する情報であって、開示することにより、法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」が記載されている部分は、法14条3号イ及びロに該当するため、不開示とした。
- c 「開示請求者以外の者から聴取・確認した内容など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」が記載されている部分は、法14条7号柱書きに該当することから、不開示とした。

(イ) 上記(ア) a について、法14条2号は開示請求者以外の個人に関する情報を不開示とするものであるが、被災者の勤務状況に関する記述が、開示請求者以外の個人に関する情報に該当することはありえない。

仮に、被災者の勤務状況及び職場環境について供述している他の労働者の氏名及びその地位が開示請求者以外の個人に関する情報

(特定の個人を識別できる情報)と評価できるとしても、当該労働者の氏名や地位のみを不開示とすれば足りるのであって、一律不開示とすべきではない。

本件不開示決定は、開示請求者のプライバシー権(情報コントロール権)及び知る権利を著しく侵害するとともに、今後の不支給決定に対して争う手段を実質的に不当に制約することになり、妥当ではない。

したがって、他の労働者から被災者の勤務状況を聴取した書面について法14条2号に該当することを理由とする不開示決定は違法である。

- (ウ) 上記(ア) bについて、被災者の勤務状況に関する事実が開示されたとしても、それによって法人である使用者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。また、被災者の勤務状況に関する事実は、勤務状況が労働基準法その他の法規に適合しているか、あるいは給与の支払いが適切に行われているかなどの判断のために必要であり、特に秘匿することが求められるものではない。

労働基準法に適合しているか否かを検討し、被災者の真の死亡原因が何かを遺族が知りたいという極めて重要な法益を上回る「法人における通例」とは何かは全く明らかになっておらず、これを理由として開示しないこととされているということもできない(当該労働者の氏名や地位のみ不開示とすれば足りるのであって、一律不開示とすべきではない。 )。

- (エ) 上記(ア) cについて、被災者の勤務状況に関する事実についての他の従業員の供述が、その従業員を特定しない態様で公開された場合において、そのことがその後の監督署の調査において、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を生ぜしめるとは考えられない。

なぜなら、公表により、事情の聴取を受けた従業員の供述が監督署の調査において適切に取り上げられ、稼働状況の適正化に資することが(あるいは労働状況に問題がない場合は、そのことが)明らかになれば、労働者としてはむしろ積極的に監督署の調査に協力することになるであろう。他の従業員に対する調査の内容を公表することにより労働者が萎縮し、正確な事実の把握に基づく判断という監督署の事務の適正な遂行に支障が生じるということはない。

したがって、調査対象者である個人を特定しない態様で(例えば当該労働者の氏名や地位のみ不開示とする方法で)その聴取内容を公表することは、法14条7号柱書きには該当しないから、同号を

根拠として、他の労働者から被災者の勤務状況を聴取した書面の全部を不開示とした決定は、違法である。

#### ウ 結論

以上より、原処分における不開示部分の全部又は一部が法14条2号、3号及び7号柱書きに該当しないから、それらの部分を不開示とする決定には理由がない。

よって、原処分を取り消し、開示決定がなされるべきである。

### (2) 意見書1

#### ア 趣旨

理由説明書（下記第3。以下同じ。）において、原処分における不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる情報についてなお不開示とすることが妥当であるとする諮問庁の主張は、相当でない。

#### イ 理由

##### (ア) 法14条2号該当性

##### a 法14条2号本文に該当しないこと

諮問庁は、理由説明書3(2)ア(イ)に掲げる不開示部分について、「特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等である」としたうえ、「聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」として、法14条2号本文に該当するとする。

しかし、そもそも本件開示請求は、被災者が長時間労働の結果死亡したことを、労災不支給決定の取消請求訴訟及び使用者に対する損害賠償請求訴訟において立証することを目的として行うものである。審査請求人は、開示された情報をこれらの目的のため証拠として利用するのであるから、「不当な干渉」などにはなりえない。

また、何をもって「不当な干渉」に該当するかについてなんら具体的な内容は示されておらず、「懸念」の内容は実体のないきわめて抽象的なものにすぎない。

さらに、訴訟における立証準備という本件開示請求の目的からすれば、訴訟における裁判所を通じた文書送付嘱託等と状況は同一であり、裁判所において文書送付嘱託の手続がとられた場合と同程度の開示を行ったとしても、被聴取者等において何らの新たな権利利益の侵害が発生することはなく、権利侵害の抽象的な可能性すら存在しない。

したがって、「不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」などということは一切ない。

b 法14条2号ただし書口に該当すること

(a) 諮問庁は、理由説明書3(2)ア(ア)及び(イ)に掲げる不開示部分について、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、不開示とすることが妥当であるとする。

しかし、それらの不開示部分は、法14条2号ただし書口に該当する。

(b) 法14条2号ただし書口の該当性の判断基準

法14条2号ただし書口の趣旨は、不開示により保護される開示請求者以外の特定の個人の利益と、開示により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量して、後者が前者に優越するときには開示を義務づけることとされる。そして、比較衡量に際しては、不開示により保護される利益と開示により保護される利益の双方について、各利益の具体的性格を慎重に検討する必要があるとされる。

(c) 開示により保護される利益

(中略) 審査請求人は、一家の大黒柱であった夫の死亡により収入が激減した。審査請求人と被災者との間には、現在10歳及び8歳の幼い2人の子がおり、今後この子らの養育も継続しなければならない。そのような状況の下、被災者の死亡により、家計の維持が困難になり、転居を余儀なくされるなど生活状況が大きく変わった。したがって、上記aの訴訟において、適切に請求内容の認容がなされなければ、審査請求人及びその子らは、適正な損害の填補を受けることができない。

そして、当該部分の「審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等」とは、本件事業場の他の従業員や管理者などから被災者の労働状況を聴取したものであると考えられるところ、このような被災者の労働状況の客観的供述は、審査請求人が上記aの訴訟を行う上で必要不可欠の内容であり、これらを欠いたままでは、審査請求人の各請求は必要な立証を欠くことになり、その損害を填補することができなくなってしまう可能性が非常に高い。

そうすると、本件対象保有個人情報の開示を受けることは、審査請求人において、その現在の生活又は財産を現実的に保護

するために極めて高度の必要性が認められるものというべきである。

(d) 不開示により保護される利益

他方、諮問庁は「聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある」とする。

しかし、上記 a で述べた通り、「不当な干渉」の具体的内容は不明であるうえ、審査請求人による「不当な干渉」はありえないことからすると、「審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれ」は実体のないきわめて抽象的な可能性をいうものにすぎず、法的保護に値するものではないというべきである。

(e) 結論

以上から、当該部分の開示により保護される利益と不開示により保護される利益を比較衡量した場合、前者が審査請求人の現在の具体的な生活ないし財産という、まさに喫緊の問題にかかわる極めて重要な利益であるのに対し、後者は実体のないきわめて抽象的な可能性をいうにすぎず、法的保護に値する利益ではなく、前者が後者に対して優越することは明らかである。

したがって、当該部分は法 14 条 2 号ただし書口の「人の（中略）生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する。

(イ) 法 14 条 7 号該当性

a 法 14 条 7 号該当性の判断基準

法 14 条 7 号の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」については、「適正」の要件の審査に当たって開示することの利益が比較衡量の対象になり、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」についても抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるとされる。

b 審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等について

(a) 諮問庁の意見

諮問庁は、理由説明書 3 (2) エ (ア) において、理由説明書 3 (2) ア (イ) に掲げる不開示部分は、「特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容等」であり（中略）、これを開示した場合、「被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利にな

る申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれ」があるとし、法14条7号柱書きに該当するとする。

(b) 開示により保護される利益

当該部分の開示により保護される利益は、上記(ア) b (c) で述べたとおり、審査請求人の現在の具体的な生活ないし財産という、まさに喫緊の問題にかかわる極めて重要な利益である。

(c) 不開示により保護される利益

たしかに、事業者に対してその内容が開示されるのであれば、被聴取者が事業場における地位や事業者との関係を慮って、事業場側に不利になる申述を意図的に忌避するという事態の発生することは、類型的に相当程度の蓋然性を持って推測されるところである。

しかし、本件のように被災者本人が死亡した場合、遺族補償年金等の不支給決定に係る調査結果復命書等の開示請求を行うのは、被災者の家族となる。かかる場合において、事業場の労働者である被聴取者が、労災請求人側、具体的には被災者の家族との関係を慮って労災請求人側に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態の発生は、類型的に発生が想定されるものとは認めがたい。

そうすると、労災請求人側からの開示請求を認めた場合に被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するという事態が発生する可能性は、類型的に考えられない。

したがって、諮問庁が不開示の理由とする「公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれ」は、少なくとも労災請求人側からの開示請求においては、類型的にそのような困難性が顕在化することは考えられず、法的保護に値する程度の蓋然性はない、抽象的な可能性をいうにとどまるものというべきである。

(d) 比較衡量

以上から、当該部分の開示により保護される利益と不開示により保護される利益を比較衡量した場合、上記(ア) b (e) で述べた理由と同様の理由により、前者が後者に対して優越することは明らかである。

したがって、理由説明書3(2)エ(ア)に掲げる不開示部分(同3(2)ア(イ)に掲げる不開示部分)は、法14条7号柱書きには該当しない。

c 特定事業場の業務内容に関する情報等について

(a) 諮問庁の意見

諮問庁は、理由説明書3(2)エ(イ)で列挙される不開示部分について、「特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である」とし、また、これらの情報が「守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上での必要な事実関係を把握することが困難となる」として、法14条7号柱書きに該当するとする。

(b) 業務内容に関する情報に該当しないこと

本件労災申請については、被災者の労働時間が主要な問題となっているところ、事業場の従業員等からの聴取内容も被災者の労働時間に重点が置かれているものと考えられる。

被災者の労働時間は、始業時間、就業時間、その間の休憩時間によって画せられるものであり、業務の内容そのものとは直接的な関係を有するものではないし、これらの情報から業務の内容が推測できるものでもない。したがって、これらの情報が「業務内容に関する情報等」であるものということとはできない。

この点、被災者の労働時間については、別表の文書番号39「V 発症前の行動」3頁以降において、事業場から被災者の業務の時間等が申告された資料が開示されている。すなわち、事業場が認識する被災者の労働時間についての情報は、すでに開示されている。

そうすると、これに加えてさらに事業場の従業員等が認識する被災者の業務時間について開示されたとしても、そのことが事業場や関係者の信頼を毀損するとは考えられない。

(c) 不開示により保護される利益

諮問庁が説明する不開示により保護される利益は、労災補償行政に対する事業場の信頼を確保し、労災認定の調査への協力を得ることにより、公正で的確な労災認定を行うことにあると思われる。



しかし、労災補償行政に対する信頼を確保するためには、公正で的確な労災認定を行うことがなによりも重要であり、労災認定の判断過程を諮問庁の内部の留めおくのではなく、これを外部に明らかにすることで、第三者による客観的な検証を可能にすることが必要である。これにより、公正で的確な労災認定が担保され、労災補償行政に対する信頼につながるのである。

そうすると、「当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなる」というのは、抽象的な可能性にとどまり、法的保護に値する程度の蓋然性は認められない。

#### (d) 比較衡量

以上から、当該部分の開示により保護される利益と不開示により保護される利益を比較衡量した場合、上記(ア) b (e) で述べた理由と同様の理由により、前者が後者に対し優越することは明らかである。

したがって、理由説明書3(2)エ(イ)に掲げる不開示部分は、法14条7号柱書きに該当しない。

#### (3) 意見書2

意見書1(上記(2))のアの「理由説明書」には、「補充理由説明書」における修正内容を含むものとする。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

理由説明書及び補充理由説明書によれば、諮問庁の説明は、おおむね以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年2月27日付け(同年3月2日受付)で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成30年7月9日付け(同月11日受付)で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の3欄に掲げる部分については、不開示とすることが妥当である。

#### 3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について  
(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表中、文書番号2①、10①、11①、14、17、38①、41①、45、46、49、51、53①、56①、58①、59①、60、61①、62①、63①、64①、65①、67①、68①、69①、70①及び72ないし74の不開示部分は、審査請求人以外の個人の住所、氏名など個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものである。

このため、当該部分は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号2②、10②、11②、62②、63②、64②、67②、68②、69②及び70②の不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定の個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。

このため、当該部分は法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表中、文書番号2③、3、11③、12、20、38②、56①、58③、61②及び65②の不開示部分は、特定事業場等又は事業を営む個人の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらが開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号1、2④、10③、10④、11④、38③、39、41②、48ないし52、53②、54、56②、57、58②、58④、59②及び64①の不開示部分は、特定事業場等の従業員数や業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場等が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けること等が懸念され、当該事業場等の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、別表中、文書番号56①は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これが開示されると、当該個人がいかなる個別事案に参与しているか等の情報が明らかになり、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

このため、これらの部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表中、文書番号10④、50及び57の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。

このため、当該部分は、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 上記ア(イ)で列挙した不開示部分は、特定監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表中、文書番号10④、39、49ないし52、54、56②、57、58④及び63②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議
- ④ 同年11月12日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 令和元年11月13日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月29日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑧ 同年12月25日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分において不開示とされた部分の一部を新たに開示した上で、その余の部分については原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

###### ア 通番1

当該部分は、調査結果復命書の記載の一部であるが、原処分において当該部分に係る標題部分が開示されていること及び本件労災請求が不支給決定されていることから推認できる関係法令上の取扱いに関する内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 通番4, 通番6, 通番13, 通番15, 通番18及び通番20

当該部分は、特定事業場（代表者）の印影である。このうち、通番4, 通番6, 通番13, 通番15及び通番18は審査請求人から提出された資料に押印されているものであり、また、その余の部分は、特定事業場から提出された資料等に押印されているものであるが、審査請求人から提出された資料に押印されているものと同じ形状の印影であることから、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番28, 通番29, 通番30（別表の4欄の（2）に掲げる部分）、通番31, 通番34及び通番37

当該部分は、特定事業場から提出された資料に押印された監督署の受付印であり、法14条2号に規定する審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。

また、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。さらに、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で特定事業場から任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番30（別表の4欄の（1）に掲げる部分）

当該部分は、特定事業場から提出された資料における審査請求人の夫である被災労働者（以下「被災労働者」という。）の姓、所属及び職名等の記載であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、被災労働者の家族である審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きの

いずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 4 3

当該部分は、特定事業場における懇親会の参加人数にすぎず、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法 1 4 条 2 号該当性について

(ア) 通番 2，通番 7 のうち「31 頁資料一覧中 No. 16 ないし 19 不開示部分」，通番 11，通番 16，通番 17，通番 19 のうち「2 頁報告書作成者職氏名，印影，3 頁産業医氏名」，通番 26 のうち「5 頁産業医氏名，7 頁産業医氏名」，通番 32，通番 38，通番 42，通番 44，通番 47 のうち「7 頁担当者氏名」，通番 53，通番 55，通番 57，通番 59，通番 61 及び通番 63

当該部分は、聴取書、事業場提出資料等に記載された審査請求人以外の個人の職氏名、所属、電話番号、印影、住所、ファックス番号、生年月日、年齢、自署及び職業である。これらは、それぞれ一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 7 のうち上記 (ア) を除く部分，通番 19 のうち上記 (ア) を除く部分及び通番 2 3

当該部分は、「事業場（所属部署）内における被災労働者の位置づけ」図、「職場の人員配置図」及び「特定事業場組織図」に記載された関係者の職氏名である。これらは、それぞれ一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 2 5，通番 2 6 のうち上記 (ア) を除く部分，通番 4 5，通

番 4 7 のうち上記 (ア) を除く部分及び通番 4 9

当該部分は、医師の署名及び印影であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

医師の署名及び印影については、当該医師の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 6 4 及び通番 6 5

当該部分は、大阪労働局の職業病相談員及び地方労災医員の印影であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

職業病相談員及び地方労災医員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成 1 7 年 8 月 3 日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法 1 4 条 3 号イ該当性について

(ア) 通番 1, 通番 5, 通番 9, 通番 1 4, 通番 2 1, 通番 2 4, 通番 2 7 及び通番 3 3

当該部分のうち、通番 1, 通番 9, 通番 2 1 及び通番 2 4 は、特定事業場の労働者の数及び男女別内訳並びに部門別・出向者別の社員数であり、通番 5, 通番 1 4, 通番 2 7 及び通番 3 3 は、被災労働者の外出先又は出張先の事業場名である。これらはいずれも特定事業場の内部情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番40, 通番46及び通番54

当該部分は、特定事業場特定役職、特定医療機関又は特定健保組合の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであると認められることから、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番39

当該部分は、特定事業場特定部署の一般に公にされていない電話番号であり、これを開示すると、いたずらや偽計等に使用され、特定事業場が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び3号イ該当性について

(ア) 通番35

当該部分は、特定事業場の代理人の職業、氏名、印影並びに所属事務所の名称、所在地、電話番号及びファックス番号である。これらは、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、これを開示すると、当該個人が特定事業場との間で委託契約を締結していること等が明らかとなり、当該個人の取引関係、顧客確保の面において、同業他者との競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番51

当該部分は、特定医療機関の一般に公にされていない電話番号であり、上記イ(ウ)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

通番3, 通番8, 通番12, 通番48, 通番50, 通番52, 通番56, 通番58, 通番60及び通番62は、特定監督署の担当官が



審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容及び特定監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見である。

これらを開示すると、被聴取者等が労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番22、通番31、通番34、通番36及び通番41は、特定監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された資料、意見及び報告内容であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。このため、これを開示すると、このことを知った当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条2号、3号イ及び7号柱書き該当性について

通番28及び通番30は、特定監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された資料であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

通番10、通番29及び通番37は、特定監督署の担当官の求めに応じて特定事業場から提出された資料及びその題名であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記オと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を

左右するものではない。

#### 4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、大阪労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことである。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

## 別表

1 文書番号	2 文書名	3 不開示を維持する部分						4 3欄のうち開示すべき部分
		不開示部分	通番	法14条各号該当性等				
				2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	
1	調査結果復命書	1頁労働者数欄不開示部分, 4頁不開示部分	1		○			4頁不開示部分
2	遺族補償年金支給請求書等①	① 9頁聴取対象者, 電話番号不開示部分	2	○				
		② 9頁聴取内容不開示部分	3	○			○	
		③ 2頁事業場印影	4		○			全て
		④ 6頁ないし8頁の外出先事業場名	5		○			
3	葬祭料請求書①	2頁事業場印影	6		○			全て
4	聴取書①	なし	-	-	-	-	-	-
5	死亡診断書①	なし	-	-	-	-	-	-
6	戸籍謄本①	なし	-	-	-	-	-	-
7	原戸籍謄本	なし	-	-	-	-	-	-
8	住民票①	なし	-	-	-	-	-	-
9	証明願①	なし	-	-	-	-	-	-
10	脳血管疾患及び虚血性心疾	① 9頁不開示部分, 31頁資料一覧中No. 16ないし19不開示部分	7	○				

	患等（負傷に起因するものを除く。）の業務起因性の判断のための調査復命書	② 1 3 頁及び 1 4 頁の不 開示部分， 1 7 頁「労働 時間の推計方法」欄 2 行 目 2 1 文字目ないし 1 7 行目 5 文字目	8	○			○	
		③ 1 頁労働者数欄不開示 部分	9		○			
		④ 3 1 頁資料一覧中 N o. 7, 8 不開示部分	1 0		○	○	○	
1 1	遺族補償 年金支給 請求書等 ②	① 9 頁聴取対象者，電話 番号不開示部分	1 1	○				
		② 9 頁聴取内容不開示部 分	1 2	○			○	
		③ 2 頁事業場印影	1 3		○			全て
		④ 6 頁ないし 8 頁の外出 先事業場名	1 4		○			
1 2	葬祭料請 求書②	1 頁事業場印影	1 5		○			全て
1 3	委任状	なし	-	-	-	-	-	-
1 4	請求人提 出資料①	2 頁不開示部分	1 6	○				
1 5	死亡診断 書②	なし	-	-	-	-	-	-
1 6	戸籍謄本 ②	なし	-	-	-	-	-	-
1 7	住民票②	5 頁不開示部分	1 7	○	-	-	-	
1 8	証明願②	なし	-	-	-	-	-	-
1 9	葬儀証明 書	なし	-	-	-	-	-	-
2 0	労働保険 料申告書 及び保険 料領収書	1 頁及び 2 頁事業場印影	1 8		○			全て
2 1	貸金台帳	なし	-	-	-	-	-	-

2 2	入退室記録	なし	-	-	-	-	-	-
2 3	時間外労働時間計算表	なし	-	-	-	-	-	-
2 4	照会書・回答書①	なし	-	-	-	-	-	-
2 5	照会書・回答書②	なし	-	-	-	-	-	-
2 6	レシート	なし	-	-	-	-	-	-
2 7	労働者名簿	なし	-	-	-	-	-	-
2 8	国民年金・厚生年金保険年金証書	なし	-	-	-	-	-	-
2 9	承諾書	なし	-	-	-	-	-	-
3 0	申立書	なし	-	-	-	-	-	-
3 1	意見書①	なし	-	-	-	-	-	-
3 2	資料A	なし	-	-	-	-	-	-
3 3	資料B	なし	-	-	-	-	-	-
3 4	資料C	なし	-	-	-	-	-	-
3 5	資料D	なし	-	-	-	-	-	-
3 6	資料E	なし	-	-	-	-	-	-
3 7	病状説明書	なし	-	-	-	-	-	-
3 8	報告書	① 2 頁報告書作成者職氏名, 印影, 3 頁産業医氏名, 5 頁不開示部分	1 9	○				
		② 2 頁事業場印影	2 0		○		全て	
		③ 3 頁労働者数欄不開示部分	2 1		○			
3 9	発症前の行動	2 頁不開示部分	2 2		○		○	

40	ホームページ	なし	-	-	-	-	-	-
41	組織図	① 1頁不開示部分, 2頁 個人名不開示部分	23	○				
		② 2頁社員数不開示部分	24		○			
42	出向社員 就業規程	なし	-	-	-	-	-	-
43	出向規程	なし	-	-	-	-	-	-
44	賃金規程	なし	-	-	-	-	-	-
45	人間ドック 成績表	1頁医師印影	25	○				
46	健診結果 報告書	4頁判定医印影, 5頁産 業医氏名, 6頁判定医印 影, 7頁産業医氏名	26	○				
47	履歴書等	なし	-	-	-	-	-	-
48	事業場提 出資料①	1頁ないし12頁の外出 先不開示部分	27		○			
49	事業場提 出資料②	不開示部分全て	28	○	○		○	受付印
50	事業場提 出資料③	不開示部分全て	29		○	○	○	受付印
51	事業場提 出資料④	不開示部分全て	30	○	○		○	(1) 1 行目1文 字目ない し3文字 目, 19 文字目な いし最終 文字, 2 行目及び 3行目 (2) 受 付印

5 2	事業場提出資料⑤	不開示部分全て	3 1		○		○	受付印
5 3	出張旅費精算書	① 1 頁ないし 3 5 頁の承認欄及び出納欄個人姓, 3 6 頁出張者姓	3 2	○				
		② 1 頁, 3 頁ないし 1 9 頁, 2 1 頁ないし 2 8 頁及び 3 0 頁ないし 3 6 頁の出張先事業場名	3 3		○			
5 4	事業場提出資料⑥	不開示部分全て	3 4		○		○	受付印
5 5	文書の提出について	なし	—	—	—	—	—	—
5 6	意見書②	① 2 頁 5 行目ないし 1 2 行目, 印影	3 5	○	○			
		② 2 頁 1 4 行目ないし 2 8 行目, 3 頁ないし 7 頁不開示部分 (受付印及び頁番号を除く)	3 6		○		○	
5 7	事業場提出資料⑦	不開示部分全て	3 7		○	○	○	受付印
5 8	事業場提出資料⑧	① 2 頁 6 行目	3 8	○				
		② 2 頁 8 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目	3 9		○			
		③ 2 頁 特定役職印影	4 0		○			
		④ 2 頁 1 3 行目, 1 5 行目ないし 2 3 行目, 3 頁 1 2 行目ないし 1 4 行目	4 1		○		○	
5 9	事業場提出資料⑨	① 2 頁不開示部分のうち個人名及び印影, 3 頁不開示部分	4 2	○				
		② 2 頁手書きメモの不開示部分	4 3		○			全て

6 0	資料ご送 付の件	2 頁不開示部分	4 4	○				
6 1	意見書③	① 2 頁医師署名及び印影	4 5	○				
		② 2 頁医療機関印影	4 6		○			
6 2	意見書④	① 2 頁医師印影, 7 頁担 当者氏名	4 7	○				
		② 4 頁不開示部分	4 8	○			○	
6 3	意見書⑤	① 1 頁及び 1 4 頁の医師 印影	4 9	○				
		② 3 頁不開示部分	5 0	○			○	
6 4	電話聴取 書	① 2 頁電話番号不開示部 分	5 1	○	○			
		② 2 頁聴取内容不開示部 分	5 2	○			○	
6 5	健康保険 診療状況 について (回答)	① 2 頁担当者氏名	5 3	○				
		② 3 頁ないし 6 頁の保険 組合印影	5 4		○			
6 6	聴取書②	なし	—	—	—	—	—	—
6 7	聴取書③	① 2 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 5 頁 1 6 行目署名及 び印影, 7 頁及び 8 頁の 聴取対象者, 電話番号	5 5	○				
		② 2 頁 8 行目ないし 5 頁 1 5 行目 (項番を除 く。), 6 頁ないし 8 頁 の聴取内容不開示部分	5 6	○			○	
6 8	聴取書④	① 2 頁住所, 職業, 氏 名, 生年月日の数字部 分, 6 頁 3 行目署名及び 印影	5 7	○				
		② 2 頁 8 行目ないし 6 頁 2 行目 (項番を除く。)	5 8	○			○	



6 9	聴取書⑤	① 2 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，4 頁 2 3 行目署名及び印影	5 9	○				
		② 2 頁 8 行目ないし 4 頁 2 2 行目（項番を除く。）	6 0	○			○	
7 0	聴取書⑥	① 2 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，5 頁 4 行目署名	6 1	○				
		② 2 頁 8 行目ないし 5 頁 3 行目（項番を除く。）	6 2	○			○	
7 1	救急活動状況について（回答）	なし	—	—	—	—	—	—
7 2	障害者手帳	3 頁不開示部分	6 3	○				
7 3	意見書⑥	2 頁医師印影	6 4	○				
7 4	意見書⑦	2 頁医師印影	6 5	○				